

歯科酷書 - 第2弾 - 格差と貧困が 生み出した 口腔崩壊

無料低額診療事業事例集



全日本民主医療機関連合会



もくじ

はじめに

無料低額診療 事例

- ・20代(事例1~3) 2
- ・30代(事例4~9) 3
- ・40代(事例10~15) ... 7
- ・50代(事例16~17) ... 10
- ・60代(事例18~27) ... 10
- ・80代(事例28) 15

利用された患者さまの声... 16

<資料>

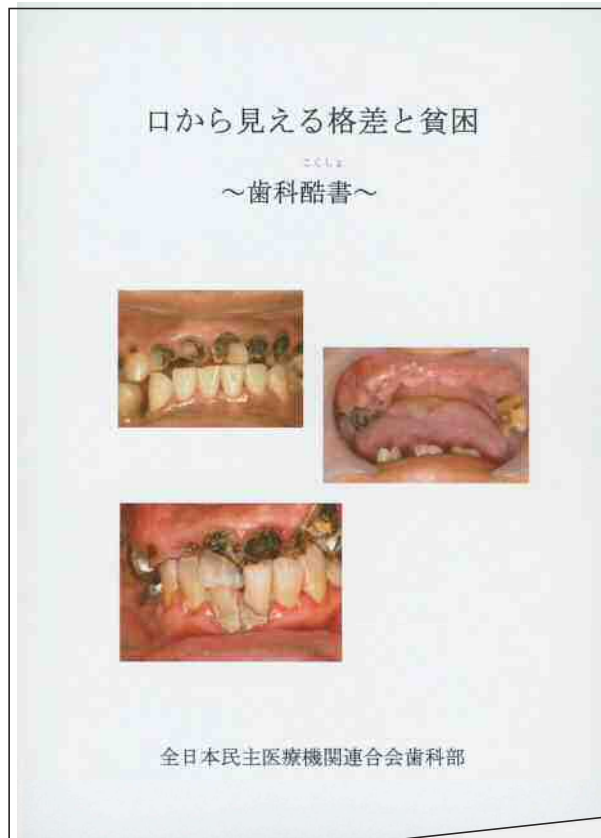
DMF 歯数調査まとめ... 18

小児にみる世代間連鎖事例... 19

おわりに

無料低額診療事業実施民医連
歯科事業所一覧 21

2009年発表『口から見える格差と貧困～歯科酷書～』



民医連月刊誌『いつでも元気』より

はじめに

私たち全日本民主医療機関連合会歯科部では、近年の格差と貧困の問題が深刻さを増す中で、経済的事情から医療機関にかかれず、口腔内崩壊に至った32事例をまとめた『歯科酷書』を2009年11月に発表しました。

こうした状況は減るどころか、ますます増えており、水面下ではどれくらいの潜在患者がいるのかわかりません。経済的事情で治療を終了する前に中断に至るケースが後を絶たず、日常診療の中だけで対応することにも限界を感じています。

そのため、私たちは一つの対策として、経済的に困窮している方に緊急避難的に医療を提供できるように、無料低額診療事業を実施しています。

無料低額診療事業（以下、無低診）とは、社会福祉法第2条第3項および法人税法施行規則第6条第4項の規定に基づき、経済的理由で窓口負担が出来ないために医療を受けられない人々に対し、無料又は低額の診療を実施する制度です。

2012年4月1日時点で285の民医連加盟事業所が「無低診」を実施しています。そのうち歯科での実施数は28事業所であり、歯科における「無低診」適用者は、2010年度に延べ800件、2011年度には延べ5000件を超えるまでになっています。

「かかりたくてもかかれない」「経済的な理由で患者になれない」—このような状況が長く続けば、口腔内の状態は悪くなる一方です。

『歯科酷書』では、経済的理由、無保険、厳しい労働環境など様々な要因によって口腔内崩壊に至り、早期に受診できていれば回避できたかもしれない事例をまとめました。

無低診には適用基準があります。そのため利用するにあたっては、所得や適用期間の制限、また調剤薬局は無低診の事業対象外となるため薬代は一部負担金を支払わなければならないなどの問題点もありますが、「口腔内崩壊に至る前に医療が受けられる」という点では大きな意味があります。

このたび私たちは、『歯科酷書－第2弾－』として、無低診を利用された患者さんの利用に至った経緯や生活背景とともに、口腔内の状況を記した28事例をまとめ、年齢順に収載しました。また、同時に調査したDMF歯数についてのまとめも添付しています。この『歯科酷書』を普及し、全ての国民が安心して医療を受けることが出来る医療制度の実現を求めています。

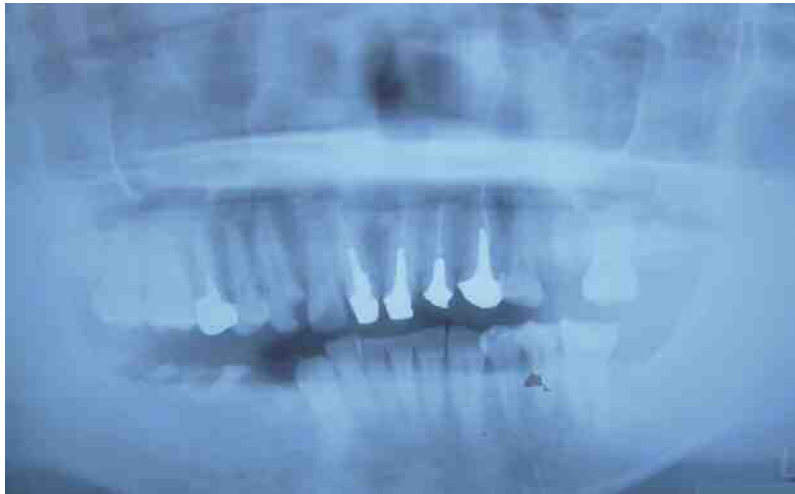
全日本民主医療機関連合会
歯科部長 江原 雅博

事例1 20代男性、国保 家族内介護でギリギリの生活、余裕いっさいなし

家の手伝いをしている。8人家族、家業は宗教関係で、世帯収入はお布施、若干のパート収入、年金。ときどき兄弟がアルバイトをして家にお金を入れている。精神疾患を抱えながら、内科、整形外科、歯科など様々な医療を必要としている。家族全体が高齢化しているため医療受診の必要な者も多いなか家族内介護、介助でぎりぎり助け合って暮らしており、余裕は一切ない。安定した収入がないものの生活保護基準には達しないので、医療にかかることはかなり困難で、今後も厳しい状況は続くと思われる。

口腔内状況

上下前歯の治療中で中断。右下は残根状態、左上も残根状態の歯があり、食事がとりづらい。



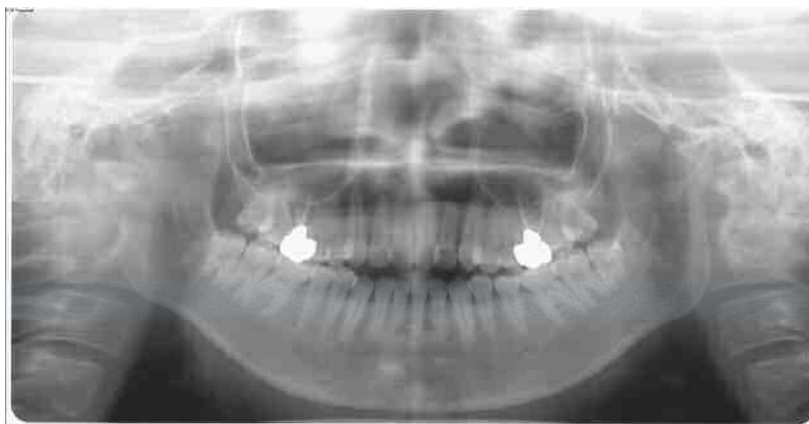
事例2 20代女性、国保 夫の失業から無収入に

夫と本人および生後8ヵ月の息子との3人暮らし。現在、専業主婦。

夫が失業し、その後、運送業のアルバイトをしているが収入不安定のため無低診を希望。本人は授乳中の子どもをかかえていることから無収入の状態。市から住宅手当として月額6万9800円の支給を受けている。

口腔内状況

上顎前歯の変色と上下の親知らずを気にして来院。軽度の歯肉発赤と歯石の付着を認めた。奥歯にごく初期のう蝕を3本認めた。(親知らずは抜歯せず、歯石除去とう蝕治療のみおこなった)



事例3 20代男性、国保 高校中退、夜間アルバイト、長時間労働

10代より喫煙、19歳で気胸になり、21歳で禁煙。16歳から居酒屋でアルバイトをして、高校に通わなくなり中退。その後は居酒屋のアルバイトに専念。夜働き昼間寝る生活で、歯も磨かず、う蝕で歯が欠けていても気にならなかったが、徐々に口腔内崩壊がすすみ、歯の痛みを我慢するようになった。昼夜逆転というアルバイト生活のため、歯科を受診する時間がなかった。

最近アルバイトを辞めて定職に就いたが、朝から夜間までの長時間労働のため受診できなかった。喫煙、金銭的問題もあるが、過酷な労働環境にあったことが口腔内崩壊がすすんだ大きな原因と考えられる。(現在は無低診ではなく、国保自己負担)

口腔内状況

奥歯の崩壊、欠損がすすみ、固いものが食べられない。前歯もう蝕で、穴があき痛みもあり、審美性にも支障をきたしている。



事例4 30代女性、国保 三男との死別から精神疾患に

戸籍上離婚した夫と2人暮らし。子どもは元夫（夫の弟）との間に1人（長女）、その後、現在の夫との間に3人の男児をもうけたが、三男は死別。その頃から長女に虐待をするようになり、現在子どもたち3人は児童養護施設に入園中、本人はカウンセリングなど受けている。

本人は無職で収入なし。夫の収入は11万円ほどあるが、金融機関への借金返済等でほとんど残らない。国保料の滞納もある。同居しているとはいえ戸籍は別になっているので生活保護を提案したが、復縁予定ということで拒否された。精神障害者保健福祉手帳を取得することも検討したが、夫が契約社員となり安定した収入が見込まれるようになったため取得していない。なお、現在復縁したかどうかは不明。無料低額診療制度についての知識はなく、こちらから提案した。



口腔内状況

初診は2007年5月。金銭的余裕はなく問診表に「保険内で一番安い治療をお願いします」とコメントあり。口内炎が痛むことで来院。歯周病が中等度で治療計画を立案したが1回で中断。

2010年12月、奥歯の痛みで再来院。この時点より無低診の対象者とした。歯みがきは起床後のみ。喫煙

はないがストレスから不規則に間食している。このケースの場合、離婚や子どもの急死、本人自身が持つ精神的ストレスによりこのような口腔内状況になったと考えられる。



治療前



治療後

事例5 30代男性、国保 4人家族で月18万円の不安定収入

妻と5歳・1歳の子どもとの4人家族。仕事は自動車解体業で1ヵ月の賃金は18万円前後、仕事量の程度で収入が変動する。医科に受診している知人から無低診の事を教えてもらった、と受診。

もともと仕事も不定期で、収入が不安定な家族。家賃3万円と子ども含めた生活費で収入のほとんどがなくなってしまう。他院で歯科の治療中だったが、治療費が支払えずに中断していた。

口腔内状況

2011年5月より来院、現在も継続治療中。

歯周病は中等度で、歯根だけの状態や歯根が割れている状態の歯が多数あり、抜歯や冠を入れる治療を継続している。



事例6 30代男性、国保 失業中、職業訓練支援金で月10万円の生活

失業しハローワークから紹介され職業訓練を実施しており、収入は職業訓練支援金の1ヵ月10万円で生活をしている。職業訓練先で無低診を紹介され受診。

経過についてあまり話したがらず、治療については訴えも少なく希望も発せられない。その中で唯一の希望は「治療は早めに終了したい」とのこと。職業訓練支援金が6ヶ月で受給期限満了となることから経済的な事情があると推量した。

口腔内状況

全ての歯があるが、前歯部の歯並びが悪く、噛み合わせも逆の状態。

初診時は口腔内の事に関心を示さず。歯周病は軽度だが、口腔清掃状態が不良で歯垢も多量に付着。また、奥歯のかぶせものが脱離しているなど、過去に治療した部分にも新たなう蝕を認める等の歯がほとんどであった。



事例7	30代女性、国保	パートで調理補助の仕事	医科でも無低診適用の低所得
------------	-----------------	--------------------	----------------------

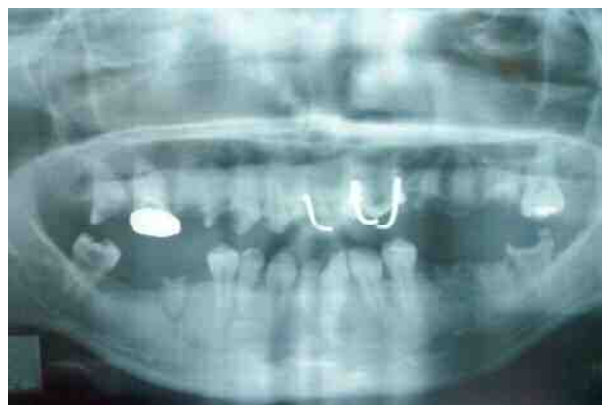
両親・兄と4人家族。調理補助の仕事をしている。

医科の診療所より歯科受診のため紹介。医科でも無低診を適用していた。

口腔内状況

下顎は前歯と奥歯が左右に1本ずつ残っているのみで、ほとんどの歯が残根状態のため、上下で噛み合うところなし。

上顎には仮歯あるいは詰め物が入っていたようだが、とれてグラグラすることや見た目が気になっていた。また、下顎の左右奥歯が深いう蝕となり、「ズキズキして痛い」と来院された。



事例8	30代女性、国保	父親の脳出血で生活困難へ。派遣労働でうつとなり自殺企図、失業
------------	-----------------	---------------------------------------

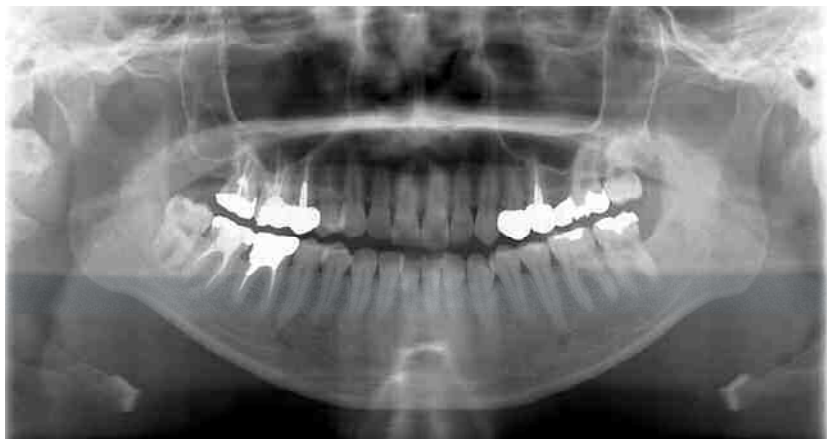
両親（60代）と姉・本人・妹（30代）の5人家族。父は23年前にくも膜下出血を患い身障2級となり、その後無職。母は専業主婦。両親の年金と姉妹の収入で生活を支えてきた。本人は派遣で携帯電話の販売をしていたがうつ状態となり、自殺企図で精神科に入院、精神疾患と診断され療養中。受診時は無職で失業給付を受給中。自宅は借家で、国保料は月2万円。家計が苦しく水道料金を滞納しているが、月々1万円ずつ支払っている。長女は世帯分離の手続きをしている。

父の病気を機に収入の道が途絶え、母が働きながら3人の娘を育てた。母が退職した後は、父の障害年金（月6万5千円）と母の年金（月3万8千円）、娘たちの給料で家計を支えてきた。母は糖尿病を患っておりインスリン療法中だが、毎月の医療費3割負担を捻出するのに苦慮している。三女は正社員でアパレルメーカーに勤務しており手取りは月約14万円。長女の失業給付も満了となるが、歯の痛みがあり治療を受けたいが、経済的負担が重いため無低診申請の相談に来られた。世帯収入は生保基準以下のため生保申請をすすめ

るも、三女が「自身の結婚に障りがある」と受給を拒否しているとのことで、国保加入のまま無低診利用を希望。母は本人の歯科治療のみ適用を希望。

口腔内状況

親知らずの痛みで受診。歯周病の進行で歯周病治療を開始。



事例9 30代女性、国保 夫の無計画な借金で生活困難、行動制約も負担に

夫（30代）は、塗装業で収入は月20～30万円。子ども2人。18歳で第一子出産。一戸建てに居住しているが住宅ローンは3000万円残っており月12万円の支払い、車のローン残金は200万円。住宅、車のローンは夫の独断で契約。仕事が減って給与だけでは生活ができず、カードローンで100万円の借金が（3年前から）残っている。

国保短期保険証、保険料は月額約4万円であったが減免措置で月1万円に。しかしそれも払えない時がある。次月は子ども手当で保険料を払う予定とのこと。パートとして働きに出たいが、夫が世間体を気にして反対。夫には他にも内緒の借金もあるのか、自宅に借金取り立ての電話もあるため、電話には居留守を使って出ないようにしている。

本人は夫に自己破産をすすめたが反対され、周囲の親戚にも相談するが取り合ってもらえず。

歯が痛く、食事のままならない。友達に相談したら、無低診を実施している診療所を紹介してくれた、と受診。不安定な収入状況に加え、過大な借金が常に家計を赤字にしており、医療費に回せない。夫の経済観念の無さ、無計画、DVに近い行動制約が負担になっている。

口腔内状況

奥歯に、要治療歯が多数あり、噛み合わせにも支障をきたしている。深いう蝕があり痛み続けている。



事例10 40代女性、国保 夫は所在不明で娘が不登校状態、精神障害を持つ弟の面倒をみる生活

25年にわたり睡眠導入剤を服用しており、薬物依存状態。精神的弱さがかなりある。そのような状態のため無職。

夫（所在不明）と実母と娘（中2）の3人家族。娘は不登校。本人の弟（生活保護）が統合失調症をもつ障がい者であり自分自身が面倒を見ているが、たびたび警察沙汰になり大変なストレスであるとのこと。

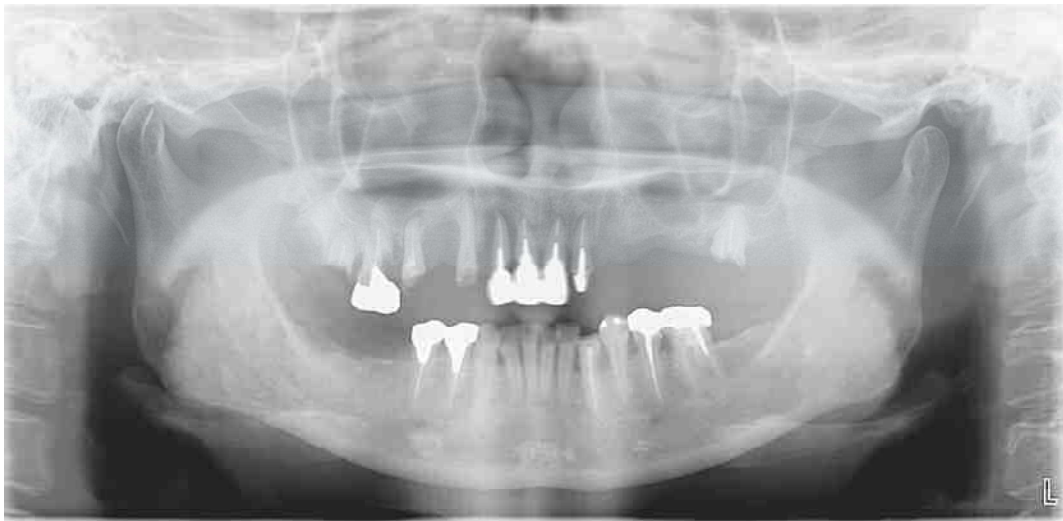
夫は自宅を勝手に売却して所在不明になってしまい、現在は弟の家に身を寄せている。しかし、本人にとっては、そのことは苦にはなっていない様子。

子どもの不登校や家族の精神的安定のため、生活を立て直すことを一番に置くことを本人に伝えた。また、夫とは戸籍を別にして生活保護申請が望ましいと話をした。しかし、必要とはいえ、弟の生活や、所在不明になった夫の義母の面倒をみることなどが気になり、いますべきことを全て後回しにした結果、いまだに生活改善と安定がはかられていない。

口腔内状況

左右の臼歯部が欠損で前歯3歯でしか噛めず、冠も外れグラグラしている状態。

右上の歯を抜歯し、上下の義歯を装着したのち、現在歯科治療は一旦終了している。

**事例11** 40代女性、短期保険証→資格証明書へ 仕事の掛け持ちで死別した夫の借金を返済中

3年前に夫と死別。専業主婦だったが、現在は2つの仕事（パート）を掛け持ちしている。夫には事業の借金があり、現在返済中。区役所にて無低診を行っている医療機関の一覧表をもらったとのことで受診。

治療中の歯を放置していたところ、腫れがひどくなり痛みも出てきたため来院。国保の保険料滞納があり短期保険証を取得していたが、滞納分が高額で支払えず資格証明書となっていた。今回痛みがひどくなり、資格証明書を持参し、医療費の分割払いを希望され受診。国保課と交渉して再度短期保険証を取得、無低診にて受診となる。

口腔内状況

痛みが出ている歯の他にう蝕歯が5本、右下親知らずが残根状態、左下奥歯は治療途中。

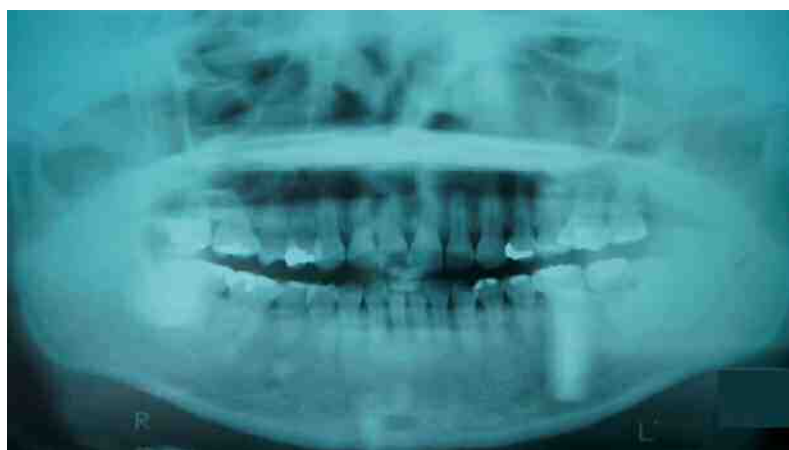


事例12 40代女性、国保 飲食店自営だが非課税世帯並みの実収入

16歳以下の子ども4人と夫の6人家族、お好み焼き店を経営。年間の売り上げは886万円あるが、経費を差し引くと非課税世帯となる。もともと医科で無低診適用の患者。

口腔内状況

全体にう蝕が多く、親知らずが定期的に腫れる。口腔清掃状態不良。



事例13 40代男性、国保 長引く不況で長期にわたり失業 貯金を切り崩し生活

不況下で長期にわたり失業。わずかな貯金を取り崩しながら、不規則なアルバイトで生活をつなぐ。もともと高血圧、高脂血症、脳梗塞後遺症等があり、定期通院中に歯科受診をすすめられた。

口腔内状況

全体的に残存歯多いが、小さなう蝕が散在している。左下小臼歯に慢性的に腫れがあるが放置されていた。

事例14 40代女性、国保 高校生の末っ子はダウン症 夫からのDVでうつ状態となり離職

2008年頃から、夫からのDV（ドメスティックバイオレンス）を受けるようになり、内科受診でうつの診断を受ける。仕事に出られなくなり、復帰できず退職した。その後、大学病院を紹介され精神科入院。

子どもは3人で、高校生の末っ子がダウン症。

口腔内状況

前歯3本欠損だが義歯はない。

事例15 40代男性、国保 一人暮らし 病気理由で契約打ち切り無収入に

賃貸マンションに1人暮らし。警備員（契約社員）として働いていたが、健診で腎臓結石と大腸ポリープが見つかり入院・手術。病気を理由に契約を打ち切られ、その後無収入。貯金はなく、雇用保険8万3千円と知人からの援助で生活している。

現在の収入では衣食住ともに満たすことはできず、医療費にまで手が回らないため放置せざるを得なかった。無低診のことは市の国保課の窓口で「前歯を入れたい」と相談したら、紹介してくれたとのこと。

口腔内状況

特に上顎において欠損が多く、食事もとりにくい状況。



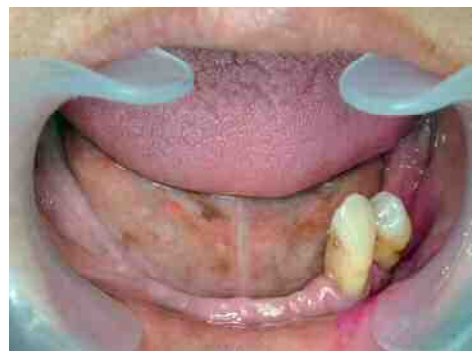
事例16 50代女性 息子も生保基準以下、治療受けたくても医療費払えず我慢

職業安定所で紹介されてパート勤務をしていたが、下肢が不自由との理由から一週間で解雇された。歯科治療を受けたいが医療費が払えない。

息子が時々冷蔵庫に食料を補充してくれるが、息子自身も生活保護基準以下の収入しかなく、生活費・医療費の援助まではできない。

口腔内状況

上顎は左奥歯の多数歯欠損。下顎は2本のみ残存で、上下噛み合わない状態。



事例17 50代女性、無保険 口腔内崩壊状態で就職活動に支障 歯科治療は「自立」のため

一人暮らし。ハーフ。両親は別世帯で生活保護を受けている。親から少額の小遣いをもらって生活をしていた。会話は可能だが読み書きにハンディがある。口腔内が崩壊しているため、面接を受けてもなかなか就職に至らない。

就職して自立した生活をしたいので、分割払いで治療を頼みたいと受診した。

口腔内状況

残根状態の歯牙が多数あり。



事例18 60代男性、社保本人 一人暮らしタクシー運転手 前歯抜けたまま放置

タクシー運転手、一人暮らし。所得はタクシーの稼働によって変動し、手取りは7万円程度。貯金を切り崩して生活していた。血便の症状から入院手術となった際に、医療相談員に相談し無低診適用へ。

5ヵ月程前から歯がしみていたが、治療費が心配で受診できずにいた。前歯も欠損のまま放置。痛みが強くなり受診となる。

口腔内状況

前歯1歯欠損、う蝕歯多数。



事例19 60代男性、無保険→生活保護 国保からの督促で夜逃げ 1日1食おかゆのみの生活

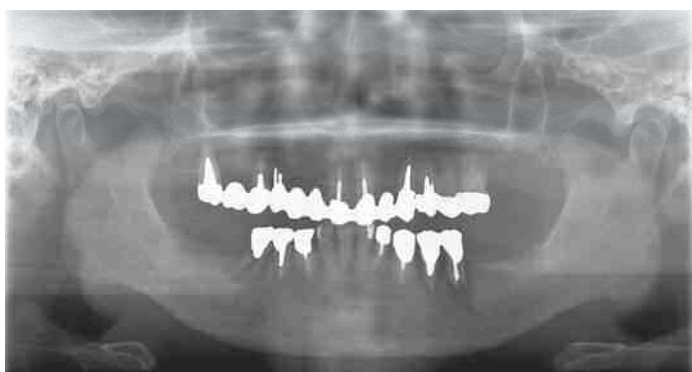
エレベーター耐震技術計算のエンジニア。個人事業主契約で月50～60万円の収入があったが、2010年1月頃から20万円未満に激減。さらに6月に突然契約が打ち切れ無職（無収入）になる。国保からの督促に耐え切れず夜逃げ。その後、預貯金は差し押さえられた。

1日1食、歯がないため、食事はおかゆのみの生活をしていたという。

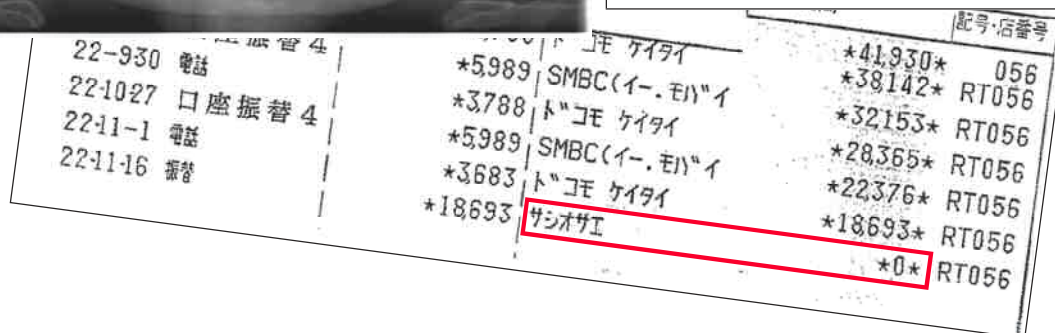
社保協が実施している「国保110番」のビラを見て相談。対応した相談員が民医連の医療相談員であったことから紹介を受ける。その後、生活保護を申請し受理。在住市の歯科に紹介した。

口腔内状況

4月に上の前歯のブリッジが脱離し、下の奥歯は歯根が割れている状態。



預金通帳に突然「サシオサエ」と記帳があり、残額0となっていた。驚いて銀行に問い合わせたところ、国保が差し押さえられていたことがわかった。長年きちんと保険料も税金も支払ってきたのに、本当に困ったときに助けてくれない、と行政への不信感を訴えた。

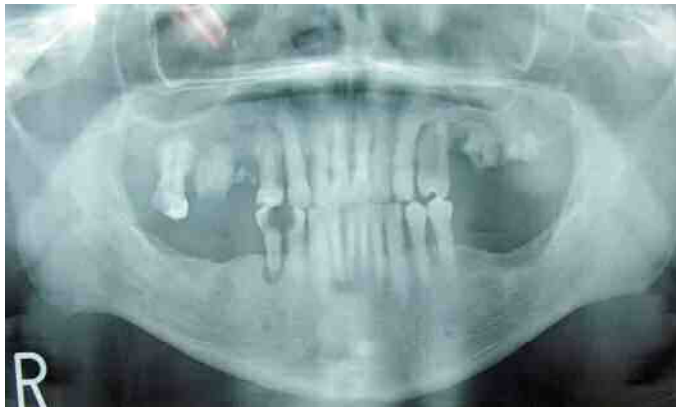


事例20 60代男性、国保 ヘルニアで歩行困難となり失業 失業保険と内職で生計

長年トラック運転手として生計を立てていたが、4年前に下肢の痺れで就労困難となった。失業保険と内職で生活していたが、生活維持できなくなり息子と世帯を一つにした。3年前に糖尿病の診断を受け投薬治療を開始したものの、経済的理由で2年前から中断。持病のヘルニアの症状悪化に伴い歩行も困難となった。厳しい生活状態で、息子にも相談できず、役所へ相談し当院を紹介されたとのこと。

口腔内状況

下の奥歯の欠損と重度の歯周病がある。



事例21 60代女性、国保 パート掛け持ちでワーキングプア状態 兄の介護も

パートの仕事を2つ掛け持ちしていたが、生活は苦しく、いわゆるワーキングプアの状態であった。現在は年金受給中で兄の介護もあり、大変多忙。

前歯のブリッジの治療を説明時に、治療費についてや、ワーキングプアの状態であることを話された為、こちらから無低診の制度を紹介する。

口腔内は崩壊という状況ではないが、治療費が心配で積極的な治療は避けていたようである。

生活保護基準以下（90%）の収入だが、ご本人が「歯科治療費のみ免除して欲しい」との希望あり、現在も減免制度を活用しながらの治療を継続している。

口腔内状況

2003年1月より受診されており、定期的に来院。歯周病は中等度～重度の歯が多く、抜歯が必要な歯も数本あった。

事例22 60代男性、国保 無年金、無職 歯が悪くて7キロ痩せ、歯科治療希望

無職。親戚名義の家に一人で住んでいる。収入はなく、兄から小遣い程度の援助をうけている。

福祉事務所から、生活保護を受給できるまでの期間、無低診を受けられないかとすすめられた。

本人からは、「身体の具合も良くなく、歯も悪く、食事をするのも大変。体重も7キロ近く痩せた。毎日の生活が大変。収入はないが、どうしても歯を治したい」との要望だった。

口腔内状況

下前歯のブリッジがかなり以前に破折したため、歯がグラグラ。上顎が9本も欠損だが、義歯を作ったことがない。上顎左の歯が腫れて痛くなり受診。咬合崩壊しており、しっかり噛めず食べにくい状態。


事例23 60代女性、国保 少ない年金で生活困難 娘二人も母子家庭

市営住宅に1人暮らしで、ホテルの調理の仕事と年金で月約6万円の収入。子ども3人。熱中症調査の訪問時に生活困窮状態であることが判明、医療相談員と面談する。以前は自営業の長男より月8万円の支援があったが、経営不振となり生活費の支援が困難となった。長女と二女は母子家庭であり、長女は昼と夜に掛け持ちで働いていることから孫の食事の世話などを任せられている。現在の収入状況からは生活保護に該当するが、就労収入による生活を希望している。

同法人の医科診療所にて無低診適用している。

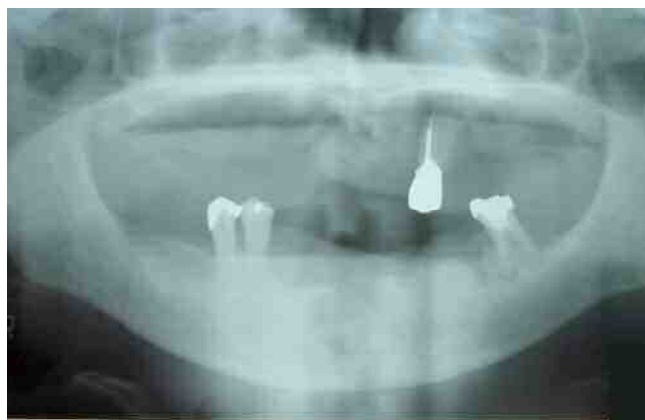
事例24 60代男性、国保 年金のみ3人世帯 歯の痛みで抜歯を繰り返し残存歯4歯のみ

妻・娘と3人暮らし。収入は年金のみで住民税非課税世帯。民主商工会の相談を通じての紹介。

今までは、痛みが我慢できなくなると、歯科を受診して抜歯を繰り返し、時間的・金銭的な余裕がなく治療を我慢していた。

口腔内状況

歯周病、う蝕等により抜歯を繰り返し、残存歯は4歯のみ。義歯はなく、上下噛み合わない状態。



事例25 60代女性、社保家族 パーキンソン病 夫の年金と派遣社員の娘の収入で生活

市営住宅に夫と二女と3人暮らしで、訪問看護ステーションから紹介。ご本人はパーキンソン病で大学病院に通院している。収入は夫の年金月約9万円、二女は派遣社員で2社を掛け持ちで働いており、早朝から深夜まで勤務しても年間の総所得は250万円弱。経済的にはギリギリの生活状況。

事例26 60代男性、国保 精神科デイケア利用中 高齢の母親との年金生活

母と2人暮らし、2人の年金収入月約15万円のみで無職。精神疾患があり、精神科デイケアに通院。子どもはいるが別居中で「出来れば関わりたくない」とのこと。

口腔内状況

重度歯周病で、歯はグラグラ。痛みもあるが我慢していた。左下はずいぶん前から欠損で、噛める状態ではなく、全体的な治療が必要。



事例27 60代男性、退職者国保 転職を繰り返し現在無職 相談時の残金3万5千円

結婚後、喫茶店を自営していたが8年ほどで廃業。その後離婚し、借家暮らしで職を転々としていたが、無職となる。求職活動はしていたが仕事はなく、収入は年金の月9万5千円のみ。

3年前に胃癌を患い、胃切除術を受けた。その後も定期的に受診している。

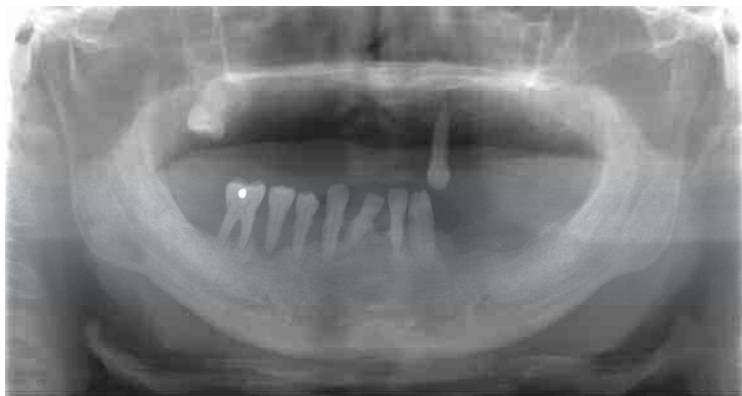
家賃1万9千円、国保料7610円、相談時の通帳残金は3万5千円程。約2年前から歯が殆ど喪失してきたが、以前かかったときの歯科治療が痛かったこと、支払いの不安などから放置していた。

義歯もなく食べ物が噛めなくなり歯科受診を考えたが、医療費が支払えるかとの心配があったため、知人に相談。無低診のことを知った。

生活保護基準以下のため生活保護申請をすすめたが、本人は「生活保護を受給するのは嫌」と拒否。無低診を適用し、窓口負担3割分が100%減免となった。

口腔内状況

2011年7月初診。上下の歯がグラグラで、3日前に左下の歯が自然に抜け落ちた。その他の歯も保存は不可能と診断し、順次抜歯し、上下総義歯装着となった。9月治療完了。

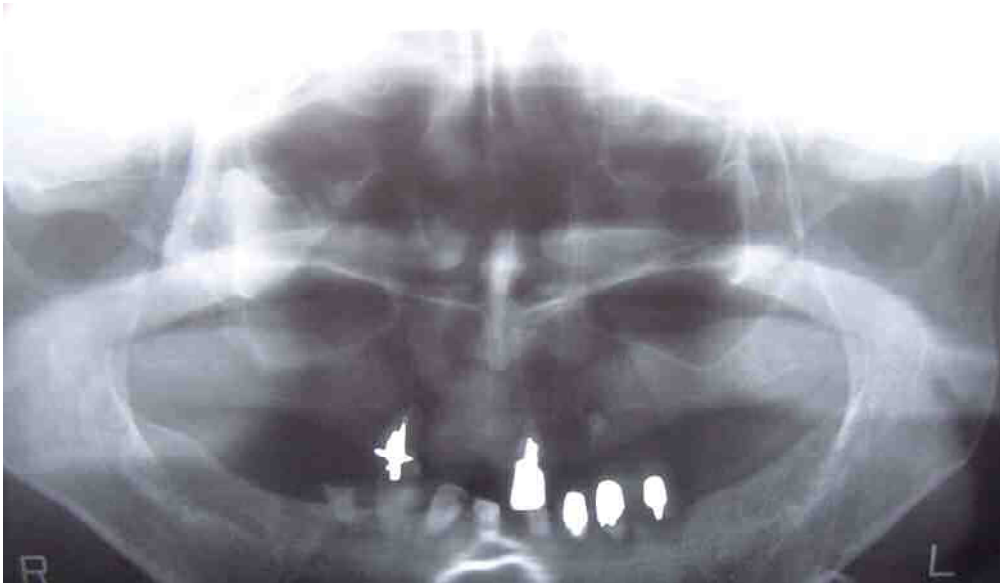


事例28 **80代女性、後期高齢者** **7人家族で世帯収入月20万円** **薬代が大きな負担**

患者の孫より相談を受けた。一家は3世代7人の大家族。収入は年金、パート、アルバイト合わせて月20万円ほど。大黒柱の父親は電気小売店をしているが、大型量販店に仕事を取られ、ほとんど収入なし。持ち家なので家賃はかからないが、国民健康保険料の支払いも厳しく、生活はかなりきりつめている。祖父は往診、祖母は歯科と内科に通院、嫁は精神科通院と医療を切り離すことは不可能。医科、歯科ともに10割減免となっているが、院外薬局の薬代は減免でカバーできず経済的に厳しい。

口腔内状況

残存歯は歯周病でグラグラ。義歯を入れても噛めない。上顎の義歯は割れてから使っていない。



無低診を利用された患者さまの声

10代 女性

治療内容：右上の3本の歯の虫歯と治療や歯石取り。

昨年9月に退職し、事情があって今年1月に東京都K市からやってきました。夫婦と中学生と小学生の4人家族ですが、職に就けず、生活費はこれまでの貯蓄を取り崩しています。職に就いていないため、住むところも、家賃を1年分前払いですることと何とか確保したところでした。就学援助も受けています。

中学生の娘にはお弁当を作ってやりたいのですが、お金がかかるので、学校給食を頼んでいます。（注：当市の中学校給食は、給食とは名ばかりで、希望者が注文するお弁当屋の安いお弁当のようなものです。ほとんどの生徒が弁当持参です。）

当市は、小学生には歯科治療の公費補助がありますが、中学生の虫歯の治療を受けさせたいと思っていました。診療所で無低診を受けることができ、歯科でも受けられるとお聞きしたので、連絡した次第です。大変ありがたく思っております。（患者の両親）



20代 男性

治療内容：深い虫歯と歯石取り

父親を亡くし、母親一人で2人の子どもをこれまで育ててきました。18歳までは母子医療（公費負担）でお金がかからなかったのですが、大きくなってからはお金のことが心配で歯医者に行けませんでした。

母親は体調を崩しているので、長男の作業所の収入で親子3人生活しています。この子（次男である患者さん）は、生まれつきの口蓋裂で7回も手術をしました。長男も障がい者手帳をもっています。その長男の収入や近くの親戚が食品を差し入れたりして、ようやく生活しています。

人と接するのは苦手です。医者にもかかろうとしないのですが、会計がいらないというので、おかげさまで歯医者に来させてもらっています。本当にありがとうございます。（ご本人のかわりに祖母より）

30代 男性

治療内容：虫歯治療

経済的にかなり厳しい生活で我慢していて、不安の中で受診したら、この制度をここで紹介されました。安心して治療できるので、とても助かりました。お金の心配より、まず治療なんて、今時こんなことがあるなんて驚きました。

70代 女性

治療内容：入れ歯の調整

心配なことがある時は、いつも民医連さんに相談してきました。今まで内科でお世話になっていたのですが、歯科もあると聞いてこちらに来ました。

年金は少なくなるばかりで、いつもお金のことが心配です。このような制度があり大変助かっています。

● ● ● 国民健康保険法44条とは… ● ● ●

第44条 保険者は、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に第42条又は第43条の規程による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置を取る事が出来る。

1. 一部負担金を減額すること。
 2. 一部負担金の支払を免除すること。
 3. 保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。
- 2、前項の措置を受けた被保険者は、第42条第1項及び前条第2項の規定にかかわらず、前項第1号の措置を受けた保険者にあつては、その減額された一部負担金を保険医療機関へ支払いをもって足り、同項第2号又は第3号の措置を受けた被保険者にあつては、一部負担金を保険医療機関に支払う事を要しない。

● ● ● 高知市での薬代補助について ● ● ●

高知市では無低診適用患者の薬代の助成を 2011年4月より実施しています

同市には県内で唯一無低診事業を実施している潮江診療所^{うしおえ}があります。

2009年10月に無低診を始めて以来、経済的に困窮した患者さんの厳しい実態、病院に行きたくても行けない人が多くいる事例報告を行政に行い、医療と貧困の実態を発信し続けてきました。

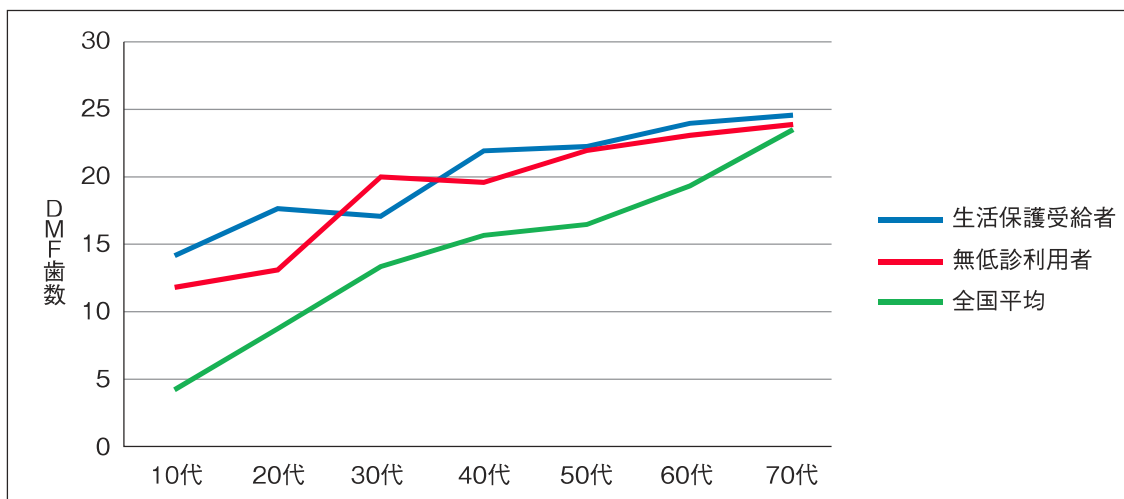
結果、薬代助成として50万円が高知市の2011年度予算に計上されました。

無低診適用の無保険患者が対象で生活保護などの次の制度につなぐまでの2週間という期限付きではありますが、全国初の大きな措置となっています。

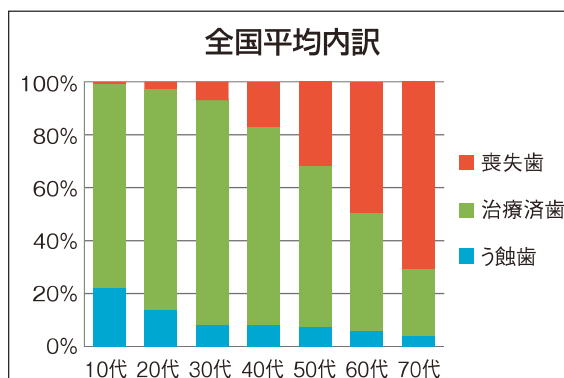
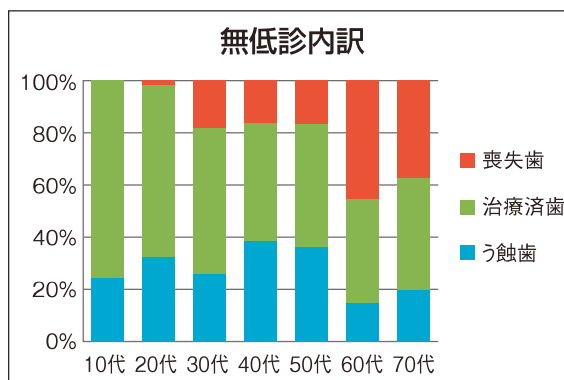
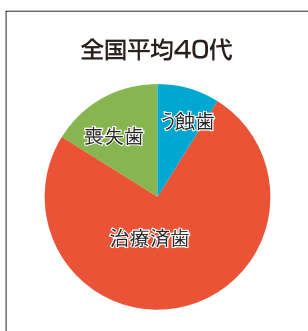
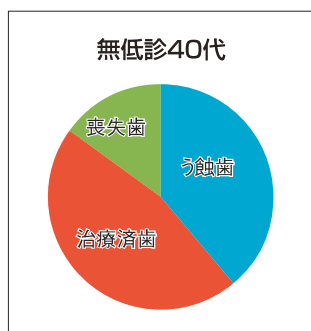
DMF 歯数調査のまとめ

民医連加盟の歯科事業所を対象に2011年に調査を実施したもの。全国平均のDMF 歯数は厚生労働省の平成17年度歯科疾患実態調査より、内訳は同じく厚生労働省の平成11年度歯科疾患実態調査より抜粋したものをデータとして使用しています。

下図はDMF 歯数といって、D（う蝕歯）M（喪失歯）F（治療済歯）の合計数の各年齢層における平均値を示したもので、2011年に民医連歯科部で生活保護受給者及び無低診事業利用者を対象に調査したものです。数値が高い程、う蝕になっている又はう蝕になったことがある歯が多いことになります。全国平均と比較すると、生活保護受給者および無低診事業利用者の数値がほとんどの年齢層で上回っているのがわかります。



次に、右の内訳表からわかるように、無低診利用者は全ての年齢区分で、う蝕歯の割合が高く、治療済歯の割合は逆に低くなっています。特に30代では喪失歯の割合が約3倍も多く、40代～50代ではう蝕歯の割合が約4倍も多い結果となっています。働き盛りの世代の口腔内は、う蝕歯があっても治療されず、また手遅れで抜歯になった歯も多いということがうかがえます。



小児にみる世代間連鎖事例

無低診事例集では10歳代、とりわけ小児・学童の報告はありませんでした。多くの自治体で、この間小児や学童期の医療費自己負担の免除制度がすすみ、無低診を利用しなくても受診しやすいためです。しかし、無保険や生活保護など『歯科酷書』で紹介されている実態はますます深刻化しています。自己負担がないにもかかわらず、重度のう蝕罹患で来院される子どもがあとをたたないのが今の社会の現実なのです。今回は参考として、前回の『歯科酷書』を発行後に受診した4歳児とその母親の症例を紹介します。

事例 4歳男子、生保

母親と障がいをもった兄、本人の3人暮らし。母親は本人を出産前にDV（ドメスティックバイオレンス）を理由で離婚。兄は小学校でいじめにあい、不登校。その後兄は療育施設に通っているが、母親は兄につきっきりとなり、本人にまでかまえない状況。本人の歯磨きの仕上げなどはしていない。保育園もほとんど行かず、保育園から連絡しても連絡が取れない状況。

口腔内状況

右上乳歯に急性症状があり、頬をパンパンに腫らせて来院。乳歯20本中14本がう蝕の状態。



事例 4歳男子の母

母親は30代。10年前までトラックの運転手をしていましたが、退職後無職となり生活保護を受給。口腔内は27本中15本が治療必要な状態だったが、3ヵ月受診して中断した。ひとり親、経済事情などの影響により、口腔崩壊の世代間連鎖がみられる。



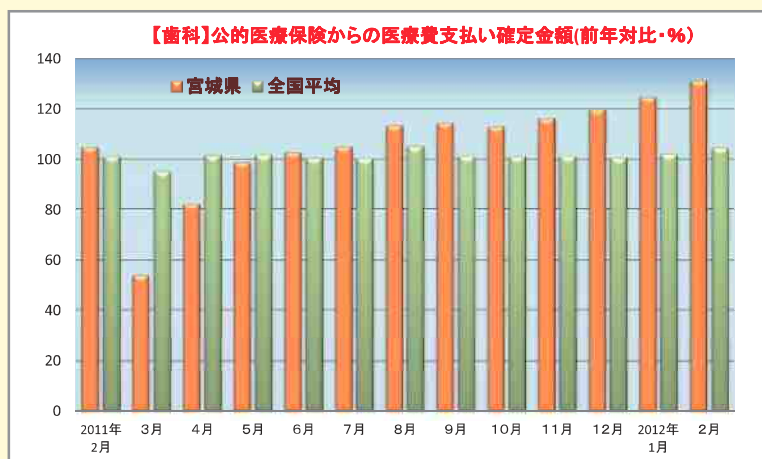
おわりに

厚生労働省が発表している歯科疾患実態調査では、12歳児のDMF歯数は改善してきており、高齢者の残存歯数も改善してきています。一方で、『口腔内崩壊』とも言えるような状態を目にすることも多く、「平均的には改善しているが、一部の人はかえって重症化している」という口腔内の格差の状況が見てとれます。いったい何が起きているのでしょうか？

こうした背景には格差と貧困が大きく影響しています。日本は表面的には豊かに見えますが、見えないところで貧困が広がっています。生活保護の受給者が209万人に上り、特に、20代～30代の若者の生活保護受給者は15万5千人に上ります（2009年）。また、3人に1人が非正規雇用、年収125万円未満（月10万円以下）で生活する人が100人中16人（相対的貧困率16%）に上る状況です。「非正規労働で時間に余裕がない」「不安定な経済状況のため自己負担に耐えられない」「リストラされた」ために歯科を受診する余裕などない人々が増えているのです。高い国民健康保険料を払えずに資格証明書や無保険となる人も増えてきています。それに対してのセーフティネットはお世辞にも十分に機能しているとは言えません。

この貧困を背景とした口腔内崩壊の実態は、本来は国の責任で対応すべき社会的な問題であり、医療機関だけで解決できるものではありません。この実態を多くの人々に知ってもらい、大きな世論をつくり、行政を動かしていくことが今求められています。そのためには、

- ① 国民健康保険法第44条の減免制度を実効性のある制度にすること
- ② 高すぎる国保料を引き下げること
- ③ 子供の医療費無料化を拡充すること
- ④ 無料低額診療事業への国や行政の支援を広げ、実施事業所を増やすことを行政に働きかけていく必要があります。



上のグラフは、公的医療保険から医療機関に対して支払われた、医療費（歯科）の総額です。2011年3月に発生した震災と津波、原発事故の影響で被災地3県（宮城、福島、岩手）では3月、4月の社会保険の歯科医療費支払額が大きく落ち込みました。3県の中でも特に宮城県では、4月以降支払金額が急激に回復し、その後伸びています。全国と比べてもその差は明らかです。震災後、被災者の窓口負担が国の特例措置で免除され、医療費負担の心配なく受診出来るようになったことが影響していると考えられます。この結果は、患者の窓口負担が足かせとなって歯科を受診できない人たちが、全国的に存在していることを示していると言えます。

私たちは、国の責任において窓口負担軽減を制度化することを求めるものです。

無料低額診療事業実施民医連歯科事業所一覧

2012年6月1日現在

	都道府県	事業所名	住所	電話
1	北海道	札幌歯科診療所	北海道札幌市白石区菊水4条1-7-25	011-823-2596
2		もみじ台歯科診療所	北海道札幌市厚別区もみじ台南1-2-10	011-897-9033
3		札幌ふしこ歯科診療所	北海道札幌市東区伏古10条3-2-1	011-784-6810
4	宮城	古川民主病院歯科クリニック	宮城県大崎市古川駅東2-11-14	0229-23-0105
5	群馬	協立歯科クリニック	群馬県前橋市朝倉町830-1	027-265-6601
6	山梨	共立歯科センター	山梨県甲府市丸の内2-9-28勤医協駅前ビル	055-226-6831
7		御坂共立歯科診療所	山梨県笛吹市御坂町八千蔵535-1	055-263-6954
8		武川歯科診療所	山梨県北杜市武川町牧原1371	0551-26-3133
9		巨摩共立病院歯科	山梨県南アルプス市桃園340-1	055-283-4100
10	長野	松本協立病院歯科センター	長野県松本市巾上9-26	0263-35-8241
11	東京	大田歯科	東京都大田区大森東4-3-11	03-3762-0418
12		相互歯科	東京都立川市錦町1-17-10健生会歯科ビル	042-525-6480
13	神奈川	汐田歯科診療所	神奈川県横浜市鶴見区下野谷町4-127	045-502-6287
14	京都	あすかい診療所歯科	京都府京都市左京区田中飛鳥井町43-7	075-706-6577
15		待鳳診療所歯科	京都府京都市北区紫竹西南町65	075-492-6321
16		九条診療所歯科	京都府京都市南区東九条上御霊町2	075-691-5131
17		仁和診療所歯科	京都府京都市上京区仁和寺街道御前西入下横町217	075-464-6325
18	大阪	耳原歯科診療所	大阪府堺市堺区旭ヶ丘中町2-1-7	072-245-2912
19		コープおおさか病院歯科（注）	大阪府大阪市鶴見区鶴見3-6-22	06-6914-1100
20		田島診療所歯科（注）	大阪府大阪市生野区林寺5-12-18	06-6717-8241
21	兵庫	戸ノ内歯科診療所	兵庫県尼崎市戸ノ内町3-29-7	06-6499-0111
22		生協歯科	兵庫県尼崎市稲葉荘4-6-27	06-4869-4120
23	岡山	岡山協立病院歯科	岡山県中区赤坂本町8-10	086-272-2121
24	広島	コープ共立歯科	広島県広島市安佐南区中須2-20-39	082-830-5181
25	福岡	大手町病院附属歯科診療所	福岡県北九州市小倉北区大手町15-2	093-582-0303
26		千代診療所歯科	福岡県福岡市博多区千代5-11-38	092-651-2821
27		千鳥橋病院附属歯科診療所	福岡県東区馬出4-8-21樋口産業ビル2F	092-631-2500
28		たたらりハビリテーション病院歯科	福岡県福岡市東区八田1-4-66	092-691-5840
29	大分	けんせい歯科クリニック	大分県大分市古ヶ鶴1-4-23	097-555-9805
30	沖縄	中部協同病院歯科	沖縄県沖縄市美里1-31-15	098-939-2137

注：7月1日より実施

全日本民主医療機関連合会歯科部

〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7F

電話：03-5842-6451 FAX：03-5842-6460

Eメール：min-shika@min-iren.gr.jp

発行日：2012年6月1日